犬山市保育園入園選考基準指数表

令和９年３月入園までの指数

【基本指数表】

区分		保護者の状況		指数	No
1	就労	外勤･自営業・在宅勤務	月150時間以上	10	①
			月120時間以上	9	②
			月90時間以上	8	③
			月60時間以上	7	④
	内職	内職	月60時間以上	5	⑤
2	妊娠・出産	出産前後の休養		6	⑥
3	保護者の疾病・障害	病院等入院		10	⑦
		居宅内療養	常時臥床	10	⑧
			精神性疾患	7	⑨
			一般疾患	5	⑩
		心身障害	身体障害者手帳1･2級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳1級	10	⑪
			身体障害者3･4級、療育手帳Ｂ判定、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳5･6級の進行性筋萎縮症の方、自閉症状群と診断された方	7	⑫
			身体障害者5･6級、療育手帳Ｃ判定、精神障害者保健福祉手帳3級	5	⑬
4	同居親族等の介護・看護	病院等付添		7	⑭
		在宅介護	要介護3～5、身体障害者手帳1･2級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳1級	10	⑮
			要介護1・2、身体障害者手帳3級以下、療育手帳Ｂ判定、精神障害者保健福祉手帳2級以下	7	⑯
			上記以外の場合	5	⑰
5	災害復旧			10	⑱
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）		4	⑲
7	就学	各種学校、その他教育施設に在学している場合 認定職業訓練、その他職業訓練を受けている場合	月150時間以上	10	⑳
			月120時間以上	9	㉑
			月90時間以上	8	㉒
			月60時間以上	7	㉓
8	虐待やＤＶのおそれがあること			10	㉔
9	育児休業			3	㉕
10	その他市町村が定める理由			－	㉖

【調整指数表】

状況	指数	No
虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+8	A
ひとり親家庭	+3	B
兄弟姉妹が保育所に在園中・兄弟姉妹同時申込（保育所のみ）の場合	+2	C
生活保護世帯等	+2	D
子どもが障がいを有する場合	+1	E
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1	F
小規模保育事業等の卒園児童	+1	G
保護者が保育士として勤務又は勤務予定	+1	H

・基本指数表の指数に、調整指数表の指数を加算した指数で判定し、指数の高い人から優先されます。
・基本指数は、父・母それぞれの指数を算出した上で、低い方の指数を採用します。ひとり親の場合はその指数を採用します。
・父・母が複数の要件に該当する場合には、基本指数が高い方の要件を採用します。
・就労時間は、休憩時間・残業時間を含まない時間を指します。

【同一指数時の順位表】　※基準指数と調整指数の合計が同一の場合、以下の順に優先します。

1	ひとり親家庭
2	申込児が多胎（双子・三つ子等）である場合
3	兄弟姉妹が保育所に在園中・兄弟姉妹同時申込（保育所のみ）の場合
4	父または母の基本指数のうち、いずれか低い方の指数を比較し、その指数が高い方
5	父または母の基本指数のうち、いずれか高い方の指数を比較し、その指数が高い方
6	保育が必要な事由間の優先順位（父・母の基本指数のうち、いずれか低い方の指数の事由項目を比較） 災害復旧＞疾病・障害＞就労＞介護＞就学
7	保育が必要な事由間の優先順位（父・母の基本指数のうち、いずれか高い方の指数の事由項目を比較） 災害復旧＞疾病・障害＞就労＞介護＞就学
8	その他の状況（以下の順に優先します） ①就労時間が長い場合 ②通勤時間が長い場合 ③送迎手段が徒歩、自転車、公共交通機関のみの場合 ④前年度から引き続き、同一園への入園を希望する場合 ⑤世帯の所得が低い場合（※）

※世帯の所得とは、保育料算定時に算入する世帯員の合計所得金額をいう。また、未申告や所得が確認できない場合は、最下位として扱う。